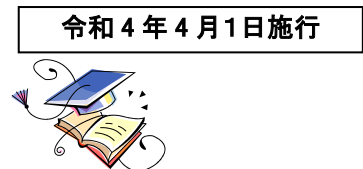




**令和4年度
修学貸付申込要領**
福岡市職員共済組合（本庁舎8階）
電話 711-4452(内線 1393)



令和4年4月1日施行

1 修学貸付を受けることができる場合

(1) 次のいずれにも該当すること

修学する方	組合員、組合員の子又は組合員の被扶養者（注1）
修学する学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、高等専門学校又は大学 ○ 同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校（以下「専修学校等」という。） ○ 理事長が定める要件に該当する外国の教育機関（注2）

※1 組合員の被扶養者とは次のいずれかに該当する方です。

- ① 共済組合の短期給付（保健給付）の適用を受けている方（組合員の被扶養者として共済組合より組合員証を交付されている方）
- ② 株式会社等へ派遣されている組合員が加入する健康保険の扶養に入っている方
- ③ 組合員の子
- ④ 組合員の直系血族、配偶者、兄弟姉妹で主として組合員により生計を維持されている方

※2 理事長の定める要件は次のとおりです。

- 当該教育機関発行の入学又は在学証明書、その他理事長が必要と認める書類により貸付の対象となる組合員又はその被扶養者の入学又は在学が証明できる教育機関
- 当該教育機関の修業期間が3月以上であり、授業時数が年間680時間（修業期間が1年未満の場合は、その修業期間に応じて減じた授業時数）以上であること



Q 学校教育法に定める専修学校、各種学校とは？

A 学校教育法に定める要件を満たし、都道府県知事より認可を受けた学校で、いわゆる「認可校」のことです。

「専門学校」、「高等専修学校」の名称は一定の要件を満たした専修学校にのみ許されるので、「〇〇専門学校」、「〇〇高等専修学校」等の名称の学校は全て貸付の対象です。それ以外の学校は名称により判断できませんので、直接学校に問い合わせるなどの確認が必要です。

(2) 申込者が組合員（再任用職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員、市立病院機構における再雇用により採用された職員及び任意継続組合員を除く）であり、次のいずれにも該当しないこと

- ア 給料その他の諸給与金の差押えを受けている人
- イ 給料その他の諸給与金の差押えが消滅した後、3年を経っていない人
- ウ 当該申込分を含む貸付金（高額医療貸付及び出産貸付にかかる貸付金を除く）の毎月償還額並びに福岡市職員厚生会貸付金及び金融機関等からの本人名義の借入金の毎月返済合計額（以下「月例償還額」）が、貸付の申込み時における給料の100分の30に相当する額を超える人
- エ 当該申込分を含む貸付金の月例償還額に十二を乗じて得た額及び期末手当等の支給月における当該期末手当等からの償還額（他の金融機関等に対する期末手当等からの償還額を含む。）に二を乗じて得た額の合計額が、給料に十二を乗じて得た額及び期末手当等の額（この場合、給料に四を乗じて得た額を期末手当等の額とみなす。）の合計額の100分の30に相当する額を超える人
- オ 給料の全部の支給が停止されている人、又は懲戒処分により給料の一部の支給が停止されている人

- カ 破産手続開始申立者及びその手続き中の人、並びに再生手続開始申立者及びその手続き中の人
- キ 破産手続開始決定及び再生手続開始決定後、3年を経していない人
- ク 住宅貸付保険及び一般貸付保険に規定された保険事故の対象となったことがある人
- ケ 福岡市職員共済組合貸付規程第12条第2項に基づき特別償還中である人

2 貸付方法と利用できる件数

(1) 貸付方法

- 修学している期間中に必要とする資金を年度ごとに貸付けます。

(2) 利用できる件数

- **高校1件、大学2件の合計3件までです。**
 - ※ 同じ修学者1人につき1件の扱いとなります。
 - ※ 高校卒業を入学資格とする専修学校・各種学校等は、「大学」扱いとなります。
 - ※ 大学と大学院は、同一の学校であってもそれぞれ別の1件として取扱います。

3 貸付額・貸付利率

(1) 貸付額

- 1件あたり年度ごとの貸付限度額は、**年額180万円（15万円×12か月）**です。必要な額を1万円単位で貸し付けます。
- 新規申込の受付は随時行っていますが、限度額は下記のとおり受付期間により変わります。なお、3月は受付できません。

受付期間	1件あたりの貸付限度額
令和4年4月1日(金)～4月25日(月)	180万円（月15万円×12ヶ月）が上限
4月26日(火)～4月28日(木)	165万円（月15万円×11ヶ月）が上限
5月2日(月)～5月31日(火)	150万円（月15万円×10ヶ月）が上限
6月1日(水)～6月30日(木)	135万円（月15万円×9ヶ月）が上限
7月1日(金)～7月29日(金)	120万円（月15万円×8ヶ月）が上限
8月1日(月)～8月31日(水)	105万円（月15万円×7ヶ月）が上限
9月1日(木)～9月30日(金)	90万円（月15万円×6ヶ月）が上限
10月3日(月)～10月31日(月)	75万円（月15万円×5ヶ月）が上限
11月1日(火)～11月30日(水)	60万円（月15万円×4ヶ月）が上限
12月1日(木)～12月28日(水)	45万円（月15万円×3ヶ月）が上限
令和5年1月4日(水)～1月31日(火)	30万円（月15万円×2ヶ月）が上限
2月1日(水)～2月28日(火)	15万円（月15万円×1ヶ月）が上限
3月は受付できません	

(注) 共済組合から他の貸付を受けている場合は、限度額まで貸付できないことがあります。

他の共済貸付を受けている場合の具体的な取扱いは？

○ 普通貸付(自動車・敷金)を受けている場合

普通貸付の残額と特別貸付の残額及び申込額の合計が、住宅貸付の限度額(1800万円の範囲内で、下表 A または B のいずれか高い額)を超えることはできません。

○ 上記以外の貸付を受けている場合について

すべての貸付残額及び特別貸付の申込額の合計が貸付可能額(下表 A)又は最低保障額(下表 B)のいずれか高い額を超えることはできません。

A 貸付可能額			B 最低保障額	
貸付申込時における 給料月額 × 下表に掲げる月数				
組合員期間		月数	組合員期間	
1年以上	6年未満	7月	3年未満	100万円
6年以上	11年未満	15月	3年以上 7年未満	400万円
11年以上	16年未満	22月	7年以上 12年未満	700万円
16年以上	20年未満	28月	12年以上 17年未満	900万円
20年以上	25年未満	43月	17年以上	1,100万円
25年以上	30年未満	60月		
30年以上		69月		

(2) 貸付利率

年利(変動金利) 1.26% です。

※ 固定金利ではありません。

共済組合の貸付利率は一年毎の変動金利です。

地方共済組合連合会が国債の利回りを基礎として定款で定める率を基準利率とし、基準利率の区分に応じ貸付利率を設定します。基準利率は毎年10月に改定されます。

利率は貸付日現在の利率が適用されます。(申込日ではありません。)



Q 適用利率が変更された場合は？

A 償還回数は変わらず、1回当たりの償還額が変わります。

適用利率が変更された場合は、残元金と償還残回数により1回あたりの償還額を再計算します。変更後の償還額は共済 WEB にて確認ができます。また、必要な方には償還明細表を送付いたします。

4 申込みと貸付日

(1) 申込日と貸付日

令和4年度の申込みは令和4年4月1日(金)から受付けます。

申 込 日 (職員共済組合必着)	貸 付 日
令和4年4月 4日 (月) まで	令和3年4月 8日 (金)
令和4年4月 11日 (月) まで	令和3年4月 15日 (金)
令和4年4月 18日 (月) まで	令和3年4月 22日 (金)
令和4年4月 25日 (月) まで	令和3年4月 28日 (木)
上記期日後に申込み場合は、随時受付 (3月は除く。)	申込日の属する週の翌週金曜日

※**申込日の属する週の翌週金曜日** (金融機関の休業日の場合は直前の営業日)

月	火	水	木	金
---	---	---	---	---

 土 日 月 火 水 木

金

 申込日(共済組合必着) \longrightarrow 貸付日

～ご注意ください!～

4月26日(火)からの受付分は、貸付限度額が異なります。

(2) 提出書類

必 要 書 類	説 明
特別貸付申込書 (修学) 【様式第2号の5】	共済組合所定。
申立書兼同意書 【様式第20号の7】	共済組合所定。 ※自署または記名押印をお願いします。
借入金明細申告書 【様式第21号の3】	共済組合所定。
借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類 ※借入金明細申告書の記載内容が確認できるもの	他の金融機関等からの借入状況及び毎月の弁済状況を確認できる書類 ※住宅ローン申込書 (写)、融資決定通知書 (写)、償還表 (写) 等

借用証書 【様式第 6 号の 3】	共済組合所定。住所は自宅住所を記入（通称名は不可）し、 <u>実印を押印</u> してください。 ※訂正不可
印鑑証明書	<u>申込日前 3 か月以内に発行されたものを提出</u> してください。（住所が変わっている場合は最新の住所のもの。）
在学証明書（原本）	令和 4 年度発行のもの（コピー不可） <u>※ 合格通知書では申込みできません。</u>
経費の内訳書 【様式第 23 号】	共済組合所定。
経費の内訳を確認できる書類 ※経費の内訳書の記載内容が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入学案内書（入学金又は授業料が確認できるもの。 入学案内のパンフレット等やホームページに記載があれば当該ページの印刷物で可） ・ 住宅賃貸借契約書 ・ 校納金等が記載されている通知書類 ・ 領収書（修学に必要な書籍等の物品類） 等
新規申込の場合	<p>修学する方（被扶養者）が共済組合の短期給付の適用を受けていない場合は、続柄のわかる書類（続柄が子以外の場合は別途扶養状況の証明を求めることがあります。）</p> <p>申込日前 3 か月以内に発行された戸籍抄本または続柄記載の住民票等。（コピー不可。住民票は、申込者が世帯主でない場合は不可。）</p> <p>※ 株式会社等に派遣されている組合員で、対象者を勤務先の健康保険の扶養に入れている場合は、対象者の保険証の写し（組合員との扶養・被扶養の関係が分るもの）で可</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未婚の未成年者が申込みをする場合は、民法の規定により法定代理人の同意書（共済組合所定）が必要です。 ○ 審査上必要な場合は、別に書類の提出を求める場合があります。

※ 太字の必要書類は様式以外に用意する必要があるもの。

○ 共済組合所定の様式は全庁 OA システム庁内リンク（福利厚生）または共済組合のホームページから印刷できます。

書類に不備があると受付できませんのでご注意ください。

5 償還方法

希望する償還回数または1回あたりの償還額を申込み時に申し出てください。この要領の9頁に償還モデルケースを掲載していますので、参考にしてください。

(1) 給与償還

- 返済は貸付月の翌月から給与控除による償還となります。
- 償還期間が貸付月の翌月から **150月以内** になるように設定してください。
なお、任期付職員及び市立病院機構所属の有期職員である組合員については、前記にかかわらず、貸付月の翌月から任期又は雇用期間が終了する月までの月数以内となります。

(2) 賞与併用償還

- 貸付額が100万円以上の場合は、賞与(6月と12月)併用償還をすることができます。
- 賞与分の償還額は、50万円以上かつ貸付額全体の1/2以下の金額で、1万円単位です。
- 賞与分の償還期間は、給与償還と同時またはそれ以前に終了するように設定してください。

(3) 元利均等償還と元金償還猶予

貸付月の翌月から元利均等償還をする方法(元利均等償還)と、修業期間中は利息のみを返済し、修業期間終了後から元利均等償還を開始する方法(元金償還猶予)を選択できます。

なお、任期付職員及び市立病院機構所属の有期職員である組合員は、元金償還猶予を選択できません。

それぞれの特徴については、下表を参照してください。

償還方法	特 徴
元利均等償還	<ul style="list-style-type: none">○ 償還が早く終了するうえ、早期に元金が減るため利息の負担が少ない。○ 修業期間中も随時繰上償還を利用できる。△ 元金償還猶予への条件変更はできない。
元金償還猶予	<ul style="list-style-type: none">△ 猶予中は元金が減らないので、利息の負担が大きくなる。△ 元金償還を猶予している期間中は繰上償還ができない。(一括償還は可)○ 元金償還猶予継続の申込みにより、引き続き元金償還を猶予できる。△ 元金償還猶予継続の申込みがなかった場合は、翌月より元利均等償還が開始される。

※元金償還猶予を選択して修学貸付を借りている方は、在学証明書の提出により修業期間中は引き続き元金償還猶予を受けることができます。手続きに必要な申込書については、年度末に個別に送付します。

(4) 給与や賞与から控除できなかった場合

給与又は賞与の一部もしくは全部が支給されないなどの事情により償還金の控除ができなかった場合は、納付書を送付しますので、指定日までに金融機関で納入してください。なお、振込手数料は自己負担です。

(5) 退職した場合

退職時に未償還元金がある場合は、退職手当等から控除します。

6 貸付の決定について

貸付決定後に、貸付決定通知書と個別償還明細表を送付しますので、内容をご確認ください。
あわせて、借受者の所属長にも貸付決定の通知を行います。

7 一括償還と繰上償還について

事前に理事長の承認を受けることにより、未償還元利金の全部を返済する一括償還または一部を返済する繰上償還をすることができます。所定の申出書を職員共済組合までご提出ください。

申出書は全庁 OA システム庁内リンク（福利厚生）、共済組合ホームページまたは「身近な福利厚生」に掲載しています。

一括償還	繰上償還
<ul style="list-style-type: none">○ <u>納期限は毎月25日</u>（当日が休日の場合はその直前の開庁日）○ 事務手数料は無料（振込手数料のみ自己負担）	
<ul style="list-style-type: none">○ 納付月まで定期償還を行った後の残元利金を返済	<ul style="list-style-type: none">○ 10万円以上1万円単位の希望額に対し、賞与分にかかる経過利息を加えて返済○ 償還期間の短縮○ 育児休業等による償還猶予中は利用不可○ <u>元金の償還を猶予している期間中は利用不可</u>

8 即時償還について

次のいずれかに該当した場合には、直ちに貸付を取り消し、未償還元利金を即時償還していただきます。

- ア 組合員の資格を失ったとき
- イ 退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき
- ウ 申込みの内容に虚偽があることが判明したとき
- エ その他貸付規程に違反したとき

9 保険事故について（共済組合からのお願い）



自己破産及び民事再生手続きによる保険事故は発生しています！



保険事故とは？

自己破産や再生手続等の理由により貸付金が回収不能となることです。これに該当した場合は、共済組合が加入する貸付保険からの保険金により債権を保全します。従って、保険事故が増えれば保険料も割高になります。

保険事故増

貸付事業の縮小・廃止

保険事故が増加していく状況になれば、縮小・廃止を含めた貸付事業の見直しを余儀なくされることもあります。保険事故は、未来も含めた全ての組合員に対して影響をおよぼしますので、今後も貸付制度を維持できるよう、申込みにあたっては返済計画等を十分にご検討のうえ、無理のない範囲での貸付の利用をお願いします。

なお、債権者である共済組合が、借受者が破産手続き又は再生手続きを開始した事実を把握した場合には、申込み時に提出していただく「申立書兼同意書」に基づき、任命権者及び所属長に対してその事実を連絡します。

10 修学貸付の償還モデルケース

- ◆ 貸付金は1年度につき180万円以内（4月の指定日までに申し込んだ場合）、1万円単位で申込みをすることができます。（紙面の都合上「給与償還」モデルケースは30万円単位、「賞与償還」モデルケースは20万円単位で掲載しています。）
修学貸付は年度ごとの申込みであり、毎年度必要額を借りることができます。
- ◆ 償還期間は150回以内、1回単位で自由に設定できます。（紙面の都合上24回ごとの償還期間で掲載しています。）また、償還回数による設定の他、1回当たりの償還額でも設定できます。
- ◆ 賞与償還額は、貸付月によって多少異なりますので、4月貸付、5月償還開始の場合を例として記載しています。
- ◆ 償還方法は、①修学貸付を受けている期間は償還を猶予する方法、②借りた翌月から元利均等償還をする方法があります。
- ◆ 利率が変動した場合、その時点における残元金、償還残回数に応じて、1回あたりの償還額を再計算します。




希望の金額及び回数がモデルケースにない場合は共済WEBをどうぞ！

償還額の試算の他、返済シミュレーションや共済貸付の返済状況（毎月更新）の確認をすることもできます。

無理のない返済計画をお願いします！

☆共済 WEB へのアクセス方法


 全庁 OA システム庁内リンク (福利厚生) → 福利厚生
 → 共済 → 共済 WEB

償還表

修学貸付の「給与償還」モデルケース

年 利	1.26%
月 利	0.105%

貸付金額	償 還 期 間							
	猶 予	2年	4年	6年	8年	10年	12年	12年半
		24 回	48 回	72 回	96 回	120 回	144 回	150 回
300,000	315	12,665	6,413	4,329	3,287	2,663	2,246	2,163
600,000	630	25,330	12,825	8,657	6,574	5,325	4,492	4,326
900,000	945	37,995	19,237	12,985	9,861	7,987	6,738	6,488
1,200,000	1,260	50,659	25,649	17,314	13,148	10,649	8,984	8,651
1,500,000	1,575	63,324	32,061	21,642	16,434	13,311	11,230	10,814
1,800,000	1,890	75,989	38,473	25,970	19,721	15,973	13,476	12,976

償還表

修学貸付の「賞与償還」モデルケース

年 利	1.26%
半年利	0.63%

<(例)4 月貸付、5 月償還開始の場合>

※賞与償還額は、貸付月によって多少異なります。

貸付金額	償 還 期 間						
	2年	4年	6年	8年	10年	12年	12年半
	4 回	8 回	12 回	16 回	20 回	24 回	25 回
500,000	126,445	64,017	43,212	32,813	26,576	22,420	21,589
700,000	177,023	89,624	60,496	45,937	37,206	31,388	30,225
900,000	227,601	115,230	77,781	59,062	47,836	40,355	38,860

<※賞与償還併用で償還を猶予される場合>

- ・償還猶予中は、給与分元金と賞与分元金の合計額から利息を算出し、毎月の給与からのみ利息を償還いただきます。

11 共済貸付の個人情報保護について

※「保護に関する規程」とは「福岡市職員共済組合個人情報保護に関する規程」、「規程」とは「福岡市職員共済組合貸付規程」、「細目」とは「福岡市職員共済組合貸付規程実施細目」をいう。

福岡市職員共済組合は、貸付事業を実施するにあたり、「個人情報の保護に関する法律」及び「福岡市職員共済組合個人情報保護に関する規程」に基づき、個人情報取扱い事業者として次のことを遵守します。

1 利用目的の特定について

貸付申込時に取得した個人情報の利用目的は次のとおりです。

- ▼ 貸付申込内容が貸付条件に適合しているか審査するために使用します。
- ▼ 貸付申込書の口座情報は貸付金の入金を金融機関へ依頼するために使用します。
- ▼ 貸付申込内容の完了確認審査のため使用します。
- ▼ 貸付金の償還管理のために使用します。
- ▼ 共済WEBで個人の借入状況を表示するために使用します。
- ▼ 細目様式第21号の2・借入金明細申告書により申告された内容は、細目第4条第2号で規定する貸付制限対象者に該当するか否かを審査するために使用します。

2 個人情報の正確性の確保と安全管理について

- ▼ 福岡市職員共済組合は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データが正確かつ最新の内容に保つよう努めます。
- ▼ 取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な管理を行うとともに、本組合がその業務の一部を委託する場合も、取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう受託者を必要かつ適切に監督します。

3 第三者提供の制限について

- ▼ 福岡市職員共済組合は、あらかじめ組合員本人の同意を得ず、収集した個人情報を第三者に提供しません。ただし、保護に関する規程第17条に該当する場合及び次の3つの項に該当する場合は除きます。
- ▼ 貸付決定時は、規程第8条に基づき所属長へ貸付決定通知を送付します。通知の項目は、借受者氏名・貸付番号・貸付種別・申込種別・貸付日・貸付金額です。
- ▼ 貸付保険事故が発生した場合は、債権保全のために必要な組合員の個人情報を書面により損害保険会社へ提供します。
- ▼ 組合員が退職する際、福岡市職員共済組合と福岡市職員厚生会双方に退職手当から返済することとなっている未償還残元利金を有し、その全額を退職手当から控除することができない場合は、退職手当から控除する金額を決定するため、相互に借受者氏名、貸付種別、未償還残元利金を提供します。

4 開示について

- ▼ 組合員本人から申し出があった場合は、保護に関する規程第25条第2項ただし書きに該当する場合を除き、保有個人データを開示します。

5 訂正等について

- ▼ 組合員本人から、保有個人データ内容の訂正、追加又は削除を求められた場合は、利用の目的に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果に基づき訂正等を行います。